



大切な自然や歴史資産を未来に守り続けます 市の森林地域と関宿周辺地域が 鉱区禁止地域に指定されました

このたび、市西部の森林地域と関宿周辺地域を合わせた11,506.42ヘクタールが、国の公害等調整委員会により鉱区禁止地域に指定されました。

これにより、鈴鹿の山並みや関宿の周辺地域が鉱物採掘による破壊から守られることになりました。

市の豊かな森林地域や関宿周辺地域は、水源かん養や土砂流出防止、古くから地域の特徴的な景観を形成するなど、わたしたちの暮らしにかかわるさまざまな公益的な役割を持ち、未来に向けて継承していくことが必要です。これらの地域が鉱物の採掘により破壊されないために、鉱業権が設定できなくなる「鉱区禁止地域」として指定されるよう、平成20年3月、三重県知事を通じて、国へ請求していただき、審議の結果、7月9日、正式に指定の官報が公示されました。

今回の指定に至った経緯は、平成19年、加太北在家から伊賀市にかけての地域で鉱業権（試掘権）設定の動きが発覚したことに対し、市民の皆さん等から35,000を超えるこの不許可を求める署名が集めら

れ、また、市議会でも意見書を議決されるなど、官民一体となってこの阻止を目指しました。しかし、現行の法制度では国は許可せざるを得ない状況となり、そこで、鉱区禁止地域への指定を目指したものです。

「鉱区禁止地域指定制度」は、その地域が、鉱業を行うより、一般公益を守ること、またはその他の産業の利用に供する方が適当であると認められる場合、国の行政委員会である公害等調整委員会がその地域を鉱区禁止地域と指定し、鉱物を採掘するために必要な鉱業権の設定が行えない地域とするもので、大臣または都道府県知事の請求により審査・指定されます。

これまで、黒部第四ダム、石見銀山遺跡、金閣寺

